

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が「〇〇児童相談所における〇〇〇〇に関する全ての記録（平成〇〇年〇〇月〇〇日以降のもの）のうちH〇〇. 〇〇. 〇〇～H〇〇. 〇. 〇〇の記録」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成25年3月19日付けで行った部分開示決定は、別表に掲げる部分は開示すべきである。

実施機関が行った部分開示決定のうちその余の部分については、妥当である。

### 2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人の代理人（以下「代理人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、実施機関に対し平成25年1月21日付けで〇〇児童相談所を担当課所とする「〇〇児童相談所における〇〇〇〇に関する全ての記録（平成〇〇年〇〇月〇〇日以降のもの）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成25年3月19日付けで保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成25年5月7日付けの異議申立書により実施機関に対し不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年9月6日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年12月2日付けで申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成27年2月20日、実施機関からの意見聴取を行った。

### 3 代理人の主張の要旨

(省略)

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

代理人が児童に係る情報を得ようとすることは、児童を支配する動きの延長線上に位置する者であり、児童が現在もなお代理人に知られるのではないか、との不安や恐怖を抱えている状態であることに鑑み、児童の心身の安全を脅かすものとなると考えられる。情報を開示することは、児童の現在の安定した生活に悪影響を及ぼすものであり、治療を妨げるなど、児童の権利利益を害するおそれがある。

開示しない理由 1 については「開示することにより児童虐待の被害者である未成年者の治療を妨げるなど当該本人の権利利益を害するおそれがあると具体的な理由を記載しており、開示しない理由 2 については「開示することにより率直な記載ができないくなり、児童の保護業務を遂行するために必要な情報の確保に著しいおそれが認められる。」と具体的な理由を記載していることから、申立人の主張は不当なものである。

(2) 代理人が指摘している「文書の1ページは日付まで黒塗りにされている。」について  
は、不開示部分に伴う日付となるため、黒塗りとしたことは妥当である。H○○. ○  
○. ○○とH○○. ○. ○○の間は白塗りとなっているが、この部分は明らかに開示  
対象期間内と推測されるため、開示対象外とすることは不当であるとの主張について  
は、開示対象期間内であっても指摘している部分については請求対象外の情報である  
ことから、自塗りとしたことは妥当である。

一時保護場所の非開示の取消しを求め行政不服審査請求を行っている。また、平成〇〇年〇月〇日に〇〇児童相談所は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第28条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇施設入所承認の申立てを行った。このように代理人は県とは対立する地位にあり、代理人が開示された情報を争訟に利用したり、また争訟に利用されないにしても、その情報を知ることにより、県が争訟において不利な地位におかれ、県の地位が害されるおそれがある。

以上のことから、代理人に情報を開示することにより、県の機関が行う争訟に係る事務に関する情報であって、開示することに県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、条例第17条第7号口に定める不開示理由に該当する。

また、不開示理由については、単に条文を引用しただけではなく「開示することにより率直な記載ができなくなり児童の保護業務を遂行するために必要な情報の確保に著しいおそれが認められる。」と具体的な理由を記載している。

(4) 開示当日の対応については、本異議申立てとは関連がないため、反論しない。

## 5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、〇〇児童相談所における代理人の子である〇〇〇〇（以下「児童A」という。）に係る児童相談記録（平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日分）である。

実施機関は、本件開示請求の対象外とした部分（以下「対象外部分」という。）を除き、本件対象保有個人情報の一部について条例第17条第2号、第7号柱書き及び第7号口に該当するとして不開示とする本件処分を行った。これに対し代理人は、本件処分を取り消し、全ての情報について開示を求めていると解されるので、以下、不開示部分の条例第17条第2号及び第7号該当性並びに対象外部分の本件対象保有個人情報該当性について検討する。

(2) 不開示部分の条例第17条第2号該当性について

ア 条例第17条第2号は、「第15条第2項の規定による開示請求に係る本人に関する情報であって、開示することにより、当該本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。そのため、本件対

象保有個人情報が条例第17条第2号の不開示情報に該当するというためには、法定代理人である代理人に対して本件対象保有個人情報を開示することによって、児童Aの権利利益を害するおそれがあることが認められなければならない。

そして、本件開示請求は条例第15条第2項の規定に基づき法定代理人が本人に代わって開示請求をしたものである。かかる場合には、法定代理人の利益と本人の利益が常に一致するとは限らないことに留意する必要があり、また、法定代理人の開示請求権はあくまで子の利益を実現する手段として設けられていることを考慮すれば、児童Aの症状から本件対象保有個人情報の開示が今後の治療に支障を來したり、児童Aの症状の悪化をもたらすことが予想される場合には、本件対象保有個人情報は児童Aの権利利益を害するおそれがある情報に該当すると解することが適當である。

ウ 本件対象保有個人情報には、児童Aに対する実施機関の保護業務に関する情報が具体的に記載されているものと認められる。

したがって、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち別表に掲げる部分を除いた部分については、実施機関の保護業務に関する情報であり開示することにより児童Aの権利利益を害するおそれがあると認められるので、条例第17条第2号の不開示情報に該当し、開示すべきでない。

しかし、不開示部分のうち別表に掲げる部分は実施機関と代理人との手紙等のやりとりや審査請求に係る通知であって、児童Aの権利利益を害するおそれがあると認められず、条例第17条第2号には該当しないので開示すべきである。

### (3) 不開示部分の条例第17条第7号該当性について

実施機関は、条例第17条第2号のほかに、条例第17条第7号柱書き及び口に該当するとして不開示とする本件処分を行っているが、不開示部分のうち別表に掲げる部分を除いた部分については条例第17条第2号に該当することは（2）のとおりであり、条例第17条第7号柱書き及び口については判断するまでもない。

また、別表に掲げる部分は（2）のとおり条例第17条第7号柱書き及び口に該当しないことについては言うまでもない。

### (4) 対象外部分の本件対象保有個人情報該当性等について

対象外部分については児童Aの個人情報と考えられる部分もあるが、当該事務又は事業の性質上事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。したがって、それらは本件開示請求の対象としたとしても条例第17条第7号に該当し、開示すべきでない。よって、実施機関が本件において対象外部分について対象外としたことは、代理人に開示されなかつたという点で、結論において妥当である。

### (5) 代理人のその他の主張について

代理人は、開示当日の対応についても争点とすべきであると主張するが、当審査会は本件処分の違法又は不当について判断するものであり、開示当日の対応の是非について判断するものではない。

代理人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### (6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

磯野 弥生、長田 淳、土田 伸也

## 審査会の経過

年 月 日	内 容
平成25年 9月 6日	諮詢を受ける（諮詢第112号）
平成25年 9月 6日	実施機関から理由説明書を受理
平成25年12月 3日	申立人から意見書を受理

平成27年 2月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成27年 3月24日	審議
平成27年 3月31日	答申

別表

	開示すべき部分
1 ページ	下から 5 段目
2 ページ	下から 1 段目から 3 段目
7 ページ～14 ページ	全ページ
17 ページ	〃
42～43 ページ	〃
50 ページ	5 行目から 19 行目